

土木学会四国支部賞優秀発表賞表彰規程

平成9年6月27日 土木学会四国支部平成9年度第1回全体幹事会承認
(改正)平成13年11月12日 土木学会四国支部平成13年度第3回運営幹事会承認(イ)
(改正)平成19年4月4日 土木学会四国支部平成18年度第4回全体幹事会承認(ロ)
(一部改正)平成21年5月15日 土木学会四国支部平成20年度第2回商議員会承認
(一部改正)平成23年11月14日 土木学会四国支部平成23年度第3回商議員会承認

本規程は、土木学会四国支部賞のうち、優秀発表賞の表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

1. 表彰の目的

四国支部技術研究発表会において優れた発表を行った研究者・技術者を表彰し、
a. 論文内容・発表技術の向上に寄与する。
b. 研究者・技術者の参加意欲の向上を図る。
c. 四国支部技術研究発表会の活性化に貢献する。
などを目的とする。

2. 名称

名称は、「土木学会四国支部賞優秀発表賞」とする。

3. 発表者資格(イ)

発表者は、土木学会会員(個人会員、法人会員、学生会員、特別会員のいずれか)の資格を有する者とする。

4. 受賞対象者(イ)

- ・四国支部技術研究発表会で発表を行う者のうち、個人会員または学生会員で、発表が明瞭で優れたものに与える。ただし、大学・高等専門学校の教員は除く。
- ・発表予定者と発表者が異なる場合は、審査の対象外とする。
- ・フォーラムの発表は、対象外とする。
- ・過去に技術研究発表会優秀発表賞、または技術研究発表会優秀発表者表彰を受賞したものは、対象外とする。
- ・発表者の概ね5～10%程度の人数を表彰する。

5. 審査方法

- ・座長と実行委員会に推薦された1名の(合計2名)の審査員により、採点表記入上の留意事項(別紙)に基づいた審査によって選出する。
- ・審査結果の集計と受賞者の決定は、講演部会で行い、幹事会へ報告する。

6. 表彰及び受賞者の公表(ロ)

- ・後日、個人宛に表彰状及び副賞を送付する。
- ・表彰は、四国支部長名で行う。
- ・受賞者の氏名、所属及び講演題目を土木学会四国支部ホームページ上に永年掲載する。

7. 規程の改正

この規程の改正は、幹事長が発議し幹事会が議決する。

8. 附則 この規程は、平成9年6月28日から実施する。

附則(イ) この規程は、平成13年11月13日から実施する。

附則(ロ) この規程は、平成19年4月5日から実施する。

附則 この規程は、平成21年5月15日に改正し実施する。

附則 この規程は、平成23年11月14日に改正し実施する。

土木学会四国支部賞優秀発表賞採点記入表の留意事項

審査員は、発表内容に関して、採点表に以下の項目に留意して採点結果をご記入願います。

1. 審査対象となるのは、発表申込時に発表者（登壇者）とされている発表者（個人）となります。司会者は、各セッションの開始前に発表者が本人であることをご確認願います。
2. 採点は、「分かり易さ」「プレゼンテーション資料の良否」「発表・説明時間」「質疑の対応」の4項目について、1～10の10段階評価で行って下さい（評価6を標準点としてお考え下さい）。

評価は以下の点に留意して行って下さい。

- a 「分かり易さ」について
 - ・聴講者（審査員）にとって分かり易い内容の発表（説明・展示）であるか否か。
 - ・発表用原稿を棒読みしてはいないか。
 - ・内容を十分に理解した上での発表であったか否か。
 - ・声の大きさ、聞き取り易いか否か。
 - b 「プレゼンテーション資料の良否」について
 - ・スライドが見易く、しかも適切にまとまっているか否か。
 - c 「発表・説明時間」について
 - ・序論、本論、結論への時間配分は適切であるか否か。
 - ・全体の発表・説明が所定の時間にあっているか否か。（時間経過1分以上は、原則として、5以下の評価）
 - d 「質疑の対応」について
 - ・質疑に対する応答は適切であるか否か。（代理による応答があった場合は、原則として5以下の評価）
3. 各評価項目ごとの重要度には差はありません。
 4. 合計欄には、各評価項目ごとの点数（10、9、8、7、6、5、4、3、2、1点）の合計値を記入して下さい。
 5. 審査員は、採点結果を記載した採点表を座長にご提出願います。座長は、審査対象者の採点が行われていることを確認した後、各室の会場係に採点表をご提出願います。

以 上